

着工前に申請を

申請開始 4月15日(水)

空き家の解体費・住宅の耐震工事費を助成

生活環境や景観に悪影響を及ぼす空き家問題の解決に向けて、解体費用を助成します。いつ来るかわからない地震に備え、安心して住み続けられるように住宅の耐震改修工事費も支援します。

◆空き家解体補助◆

対象の空き家 1年以上居住していない個人所有の1戸建てなどで、抵当権が設定されていない
 ※物置としての利用や管理者が敷地内や隣接地に居住しているものは対象外

対象者 市税滞納がなく、次のどちらかに該当

- ①空き家の所有者、または相続人
- ②①のいずれかから同意を得た人

対象工事 空き家の全部を解体する未着手工事で、建設業法の許可、または建設リサイクル法第21条第1項の登録を受けた事業者が請け負うもの

補助額 経費の3分の1以内(限度額20万円)

※建築日が昭和56年5月31日以前を証明できる場合は10万円加算

その他 予算が到達し次第、受け付け終了

◆住宅耐震関連補助◆

制度1 木造住宅耐震診断

対象住宅 昭和56年5月31日以前着工の一戸建て住宅で、在来軸組工法の2階建て以下など

対象 市税滞納がなく、住宅を所有し居住している人

募集戸数 5戸

費用 無料(耐震診断者の交通費1,000円は負担)

制度2 木造住宅耐震改修工事費助成

対象住宅 個人が所有し居住(予定含む)している制度1の住宅で、倒壊の可能性を診断されている

対象 世帯全員の市税滞納がなく、前年所得が600万円を超える人と暴力団員がいない

募集個数 1戸

補助額 工事費の3分の1以内(限度額100万円)

申込期限 11月30日(月)

制度3 耐震シェルター設置工事費助成

機種 防災ベッドなど群馬県知事が認めたもの
 ※市ホームページに掲載

対象住宅 制度2の住宅と同じ

対象 次のいずれかに該当

- ①申請年度末日付で居住者全員が65歳以上
- ②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、または群馬県知事発行の療育手帳を所持者が同居

募集個数 1戸

補助額 設置費の2分の1以内(限度額30万円)

申込期限 11月30日(月)

申請・問い合わせ 建築住宅課建築指導係☎内線4111へ



問い合わせ 企画政策課政策推進係☎内線4033へ

新しくなった路線バスをぜひご活用ください。

と側面の赤色の表示を目印としてください。

新しい車両には、補助ステップが付き、これまでより乗降しやすくなっています。車体正面

3月16日(月)から路線バス佐山線の車両が、白い車両に替わりました。

新車両、登場 路線バス佐山線